

4 柏崎市要保護児童対策地域協議会体制図

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、児童福祉法で定められた要保護児童対策協議会である「柏崎市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関・団体が、子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応しています。

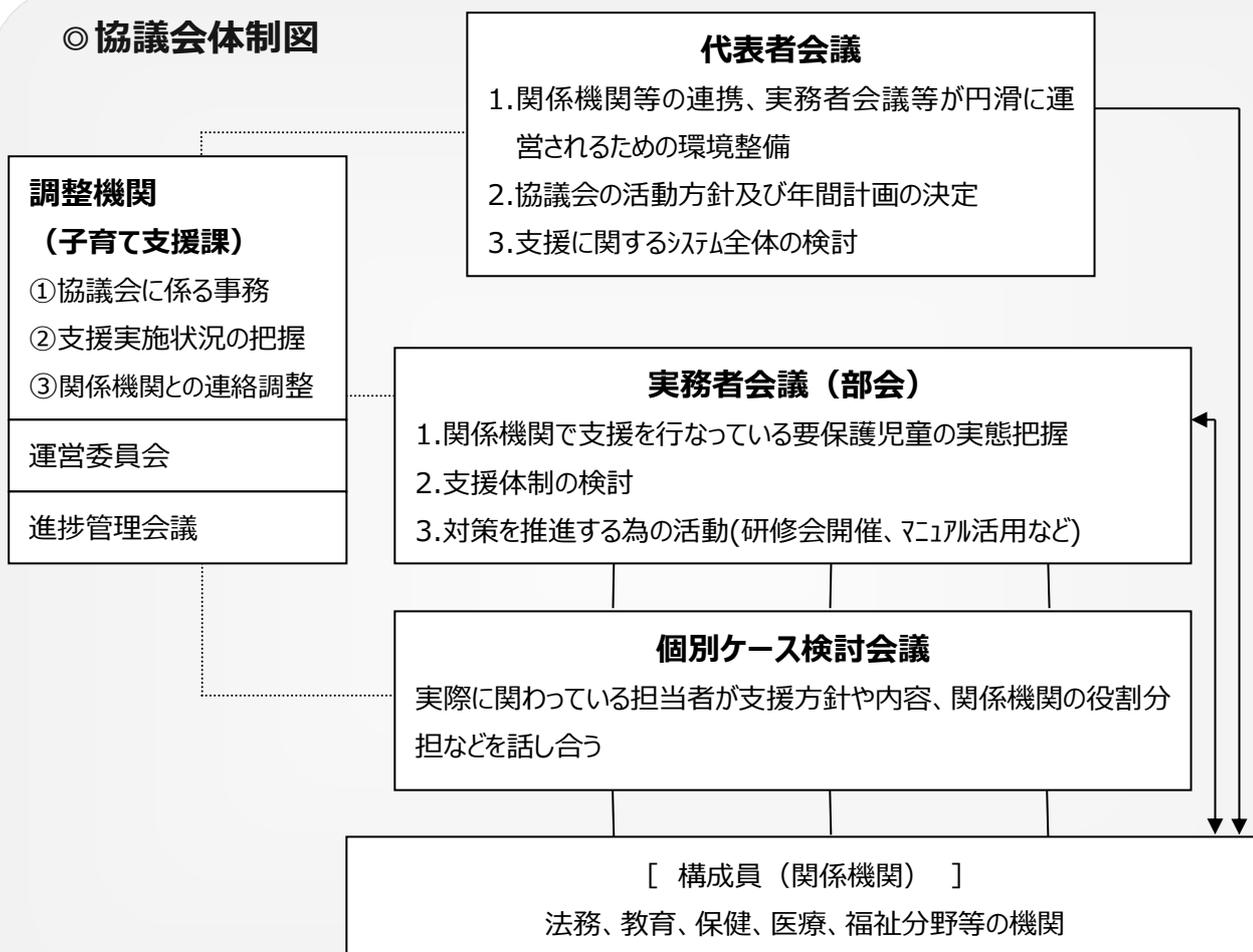
内容：①要保護児童等の情報交換

②要保護児童等に対する適切な支援を図るために必要な協議

③関係機関等の連携及び協力体制の推進

④児童虐待防止に関する広報及び啓発活動

◎協議会体制図



【構成員 (関係機関)】

国又は地方公共団体の機関	新潟地方法務局柏崎支局、長岡児童相談所、柏崎地域振興局健康福祉部、柏崎警察署 柏崎市(人権啓発・男女共同参画室、福祉課、介護高齢課、健康推進課、子どもの発達支援課、子育て支援課、保育課(市立保育園含む)、消防署)、柏崎市教育委員会(学校教育課、市立小学校、市立中学校)、柏崎市の存する県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校
法人	柏崎市刈羽郡医師会、柏崎市歯科医師会、柏崎薬剤師会、柏崎市に存する私立保育園、私立幼稚園及び私立高等学校
その他	柏崎市社会福祉協議会、柏崎市民生委員児童委員協議会、柏崎市人権擁護委員協議会、その他市長が指定する機関(柏崎市刈羽郡小中学校長会連絡協議会、柏崎地区高等学校・特別支援学校・中等教育学校校長会連絡協議会、さざなみ学園等)